



Title	上博楚簡『内礼』の文献的性格：『大戴礼記』曾子立孝篇・曾子事父母篇との比較を中心に
Author(s)	福田, 哲之
Citation	中国研究集刊. 2005, 38, p. 140-159
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60843">https://doi.org/10.18910/60843</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 上博楚簡『内礼』の文献的性格 —『大戴礼記』曾子立孝篇・曾子事父母篇との比較を中心に—

福田哲之

### 序言

『内豊(禮)』(以下『内礼』と表記)は、馬承源主編『上海博物館藏戦国楚竹書(四)』(上海古籍出版社、二〇〇四年)において公表された出土文献である。李朝遠氏による同書の「积文考証」にもとづき、書誌にかかる概要を以下に記す。

現存簡は十簡。そのうち完全な簡が四簡で、全長四十四・二cm。二つの断簡を綴合して復原される整簡が三簡、上半段を存する残簡が一簡、下半段を存する残簡が一簡、上・下段を存し中段に缺失のある簡が一簡ある。編線は上・中・下三編で、第一編線は先端から一・二・一・四cm、第三編線末端から〇・

八・一・一cmにあり、第一編線と第二編線、第二編線と第三編線の間はいずれも二十一cmである。第一簡から第七簡までは連讀することができ、全篇には句読符号が多見される。第一簡の背面に篇題「内豊」が倒書されている。なおこの十簡以外に、同一字体であるが文義が連続せず編線も整合しないため附簡とされた下半段のみの一簡がある。

『内礼』において注目されるのは、『大戴礼記』曾子立孝篇・曾子事父母篇、『礼記』内則・曲礼上、『儀礼』士相見礼などの伝存諸篇と関連する内容をもち、とりわけ『大戴礼記』曾子立孝篇・曾子事父母篇との間に密接な対応関係が認められる点である。ただし『内礼』と曾子立孝篇・曾子事父母篇との対応部分には、共通点と同時

に少なからぬ相違点も認められ、かなり複雑な状況がうかがわれる。そしてこうした状況は、竹簡の排列復原に一定の有効性をもたらす反面、異説を生ずる原因にもなっている。

そこで本稿では、『内礼』の文献的性格を明らかにするための作業の一環として、曾子立孝篇・曾子事父母篇との対応部分を中心に比較分析を試み、併せて竹簡排列の問題について検討を加えてみたい。

### 一 『内礼』 稲文

本章ではまず、李朝遠氏の「稲文考証」や諸家の見解注1にもとづき、私見を加えて作成した『内礼』の稲文を示す。稲文は全体を①から⑦の七章に分け、便宜上、可能な限り通行の文字を用いた。稲文中の記号は、以下のとおりである。

【】竹簡番号 ▶ 符号 「」缺字の補入 □ 残缺字の推定 □ 竹簡の缺失  
……前後の接続不明

① 君子之立孝、愛是用、禮是貴。故爲人君者、言人之君之不能使其臣者、不與言人之臣之不能事【1】

⑤ 君子曰、孝子事父母、以食惡美下之。□【9】  
是謂君子。

其君者」。故爲人臣者、言人之臣之不能事其君者、不與言人之君之不能使其臣者」。故爲人父者、言人之【2】父之不能畜子者、不與言人之子之不孝者」。故爲人子者、言人之子之不孝者、不與言人之父之不能畜子者」。【3】故爲人兄者、言人之兄之不能慈弟者、不與言人之弟之不能承兄者」。故爲人弟者、言人之弟之不能承兄【4】「者、不與言人之兄之不能慈弟者。故」曰、與君言、言使臣。與臣言、言事君。與父言、言畜子」。與子言、言孝父」。與兄言、言慈弟」。【5】與弟言、言承兄。反此亂也」。

② 君子事父母、亡私樂、無私憂。父母所樂樂之、父母所憂憂之。善則從之、不善則止之、止之而不可、隱而任【6】不可。雖至於死、從之。孝而不諫、不成孝【7】、「諫而不從、亦」不成孝」。

③ 君子「曰」、孝子不食、若在腹中巧變、故父母安【7】之、如從己起。

④ 君子曰、孝子父母有疾、冠不力、行不頌、不依立、不庶語。時昧、攻・縗・行、祝於五祀、剗必有益、君子以成其孝。【8】

……

⑥ 君子曰、弟、民之經也。在小不爭、在大不亂。故爲少必聽長之命、爲賤必聽貴之命。從人勸、然則免於戾。【10】

……

⑦ □□無難。母忘姑姊妹而遠敬之、則民足有禮、然後奉之以中準【附】

論述の前提として、以下に釈文にかかる補足説明を加えておきたい。

まず本文中の缺字の補入について、李朝遠氏は、曾子立孝篇・曾子事父母篇との対応や構文の共通性によつて第5簡に十四字、第7簡に五字を補入している。この復原は簡長から推定される字数とも合致し、きわめて妥当性が高いと判断されることから、本稿の釈文もそれにしたがつた。

次に竹簡の排列については、第一簡の冒頭部が「君子之立孝、愛是用、禮是貴」との書き出しで開始されることや、背面に「内豊」の篇題が記されることから、第1簡が『内礼』の冒頭簡であったことはほぼ確実と見なされる。残存本文と曾子立孝篇・曾子事父母篇との対応から、①の第1簡から第6簡までの接続に異論はみられない。

また、第8簡から第10簡にみえる「君子曰」という構文の共通性を踏まえれば、第7簡の「君子孝子不食」は「君子」の後の「曰」字を誤脱したものと推定される。これによれば、第7簡・第8簡・第9簡はさらに「君子曰、孝子」という共通の構文からなる一連の記述であったと見なされる。ただし第8簡・第9簡については、第8簡末尾「君子以成其孝」と第9簡冒頭「是謂君子」に「君子」の語が重複して一貫した文意を得がたいため、その間に缺脱を想定する必要があるう。

一方、竹簡の残存状況に注目すると、第4簡～第9簡および附簡は、竹簡の断裂箇所がほぼ同位置にあり、これらが比較的近接した場所にあつたことを示唆する。こうした断裂部の合致は、附簡が『内礼』の一部であることを裏付けるものであり、第10簡には断列がみられないことから、附簡は第10簡よりも前方に位置した可能性が指摘される。ただし、両簡はともに前後の接続や他の竹簡との関連が不明であるため、その内容を十分に把握し難い。

## 二 曾子立孝篇との比較

本章では、曾子立孝篇（冒頭章段）との間に対応関係が認められる『内礼』①を中心に比較分析をおこなう。

### 『内礼』①（第1簡～第6簡）

A 君子之立孝、愛是用、禮是貴。

B 故爲人君者、言人之君之不能使其臣者、不與言人之臣之不能事【1】其君者【2】。故爲人臣者、言人之臣之不能事其君者、不與言人之君之不能使其臣者【3】。故爲人父者、言人之【2】父之不能畜子者、不與言人之子之不孝者、不與言人之父之不能畜子者【4】。故爲人兄者、言之兄之不能慈弟者、不與言人之弟之不能承兄者【5】。故爲人弟者、言人之弟之不能承兄【4】「者、不與言人之兄之不能慈弟者。

C 故曰、與君言、言使臣。與臣言、言事君。與父言、言畜子【6】。與子言、言孝父。與兄言、言順弟。與弟言、言承兄。與君言、言使臣。與臣言、言事君。

はじめに両者の本文を対照して記号により対応関係を示し、それぞれの訓説を掲げる注<sup>2</sup>。

### 曾子立孝篇（冒頭章段）

a 曾子曰、君子立孝、其忠之用、禮之貴。

b 故爲人子而不能孝其父者、不敢言人父不能畜其子者。爲人弟而不能承其兄者、不敢言人兄不能順其弟者。爲人臣而不能事其君者、不敢言人君不能使其臣者也。

『内礼』①（第1簡～第6簡）

曾子立孝篇（冒頭章段）

A 君子の孝を立つるは、愛を是れ用い、礼を是れ貴ぶ。

B 故に人の君為る者は、人の君の其の臣を使う能わざる者を言ひて、与に人の臣の其の君に事う能わざる者を言はず。故に人の臣為る者は、人の臣の其の君に事う能わざる者を言はず。故に人の父為る者は、使う能わざる者を言はず。故に人の父の子を畜う能わざる者を言ひて与に人の子の孝ならざる者を言はず。故に人の子為る者は、人の子の孝ならざる者を言ひて、与に人の父の子を畜う能わざる者を言はず。故に人の兄為る者は、人の兄の弟を慈しむ能わざる者を言ひて、与に人の弟の兄に承くる能わざる者を言はず。故に人の弟為る者は、人の弟の兄に承くる能わざる者を言ひて、与に人の兄の弟を慈しむ能わざる者を言はず。

C 故に曰く「君と言ふときは、臣を使うを言ふ。臣と言ふときは、君に事うるを言ふ。父と言ふときは、子を畜うを言ふ。子と言ふときは、父に孝なるを言ふ。兄と言ふときは、弟を慈しむを言ふ。弟と言ふときは、兄を承くるを言ふ。君と言ふときは、臣を使うを言ふ。臣と言ふときは、君に事うるを言ふ。」

a 曾子曰く、君子の孝を立つるは、其の忠を之れ用い、礼を之れ貴ぶ。

b 故に人の子と為りて其の父に孝なる能わざる者は、敢えて人の父の其の子を畜う能わざる者を言はず。人の弟と為りて其の兄を承くる能わざる者は、敢えて人の兄の其の弟を順うる能わざる者を言はず。人の臣と為りて其の君に事うる能わざる者は、敢えて人の君の其の臣を使う能わざる者を言わざるなり。

c 故に父と言ふときは、子を畜うを言ふ。子と言ふときは、父に孝なるを言ふ。兄と言ふときは、弟を順うるを言ふ。弟と言ふときは、兄を承くるを言ふ。君と言ふときは、臣を使うを言ふ。臣と言ふときは、君に事うるを言ふ。

『内礼』A・B・Cは曾子立孝篇（冒頭章段）a・b・c

に対応し、君臣、父子、兄弟の話題に關する礼という内容のみならず、本文においても密接な共通性が認められる。

一方、両者の相違点に注目すると、まず第一に指摘されるのは、曾子立孝篇は冒頭に「曾子曰」の三字を冠し、章段全体が曾子の言説として提示されるのに対し、『内礼』①では「曾子曰」の三字がなく、言説の主体者が明示さ

れていない点である。この点については、同様な状況を示す『内礼』②とともに、『内礼』の文献的性格とも関連する問題であることから、全体の検討を踏まえて本稿の最後に取り上げる。

第二は、『内礼』A 「愛是用、禮是貴」を曾子立孝篇aは「忠之用、禮之貴」に作り「愛」-「忠」の異同が見られる点である。この問題について李朝遠氏は「竹書」「忠（愛）」和「忠」在字形上有近似處、「忠」或誤摹為「忠」と述べ、字形の類似による誤写の可能性を指摘している。これに対して廖名春「読楚竹書『内豊』篇劄記（一）」（簡帛研究」網站、二〇〇五年二月二十日）は、「愛」-「忠」の異同を「同義換謬」と見なし、「忠」と「愛」とが接近した意味をもつことを多くの例証によつて明らかにしている。廖氏の見解にしたがつた場合においても、李氏の誤写説の可能性は依然として残されるが、いずれにしても『内礼』A・曾子立孝篇aは、孝の実践における内的要因としての「忠愛」（まごころ）と外的要因としての「礼」の重要性を説く点で一致しており、『内礼』①と曾子立孝篇（冒頭章段）とが共通の思想的基盤をもつことを示している。

第三は、『内礼』B・Cがともに君臣、父子、兄弟の順であるのに対し、曾子立孝篇b・cは父子、兄弟、君臣

と順序が異なる点である。これについても、父子関係の徳目であつた孝を君臣関係まで包摂する概念として位置付ける点において、両者には共通の思想的基盤が認められることから、父子と君臣とのいづれを起点とするかという論理展開上の相違とみてよいであろう。

第四に両者の本文上の顕著な相違として注目されるのは、『内礼』Bでは例え「故に人の父為る者は、人の父の子を畜う能わざる者を言いて、与に人の子の孝ならざる者を言わざる。故に人の子為る者は、人の子の孝ならざる者を言いて、与に人の父の子を畜う能わざる者を言わざる」（だから父たる者は、（他人の）父が子どもを養育できることについて発言しても、ともに（他人の）子が父に孝でないことにについて発言しない。だから子たる者は、（他人の）子が父に孝でないことについて発言しても、ともに（他人の）父が子を養育できないことについて発言しない）と、上位者・下位者相互の当為が説かれるのに対し、曾子立孝篇bでは「人の子と為りて其の父に孝なる能わざる者は、敢えて人の父の其の子を畜う能わざる者を言わざる」（子であつてその父に孝でない者は、（他人の）父が子を養育できないことについて発言しない）と、もつばら下位者に対する当為が説かれており、父、兄、君という上位者側への言及は一切なされない点であ

る(注3)。ところが『内礼』Cおよび曾子立孝篇cでは、父子、兄弟、君臣の六者が取り上げられており、上述した順序の相違を除けば、両者の本文はほぼ一致している。その結果、『内礼』B・Cは、いずれも当為の対象が父子、兄弟、君臣の上下六者であるのに対し、曾子立孝篇b・cには、bは子、弟、臣の下位三者、cは父子、兄弟、君臣の上下六者という相違が認められるのである(注4)。この点について、次に構成の面から分析を加えてみよう。『内礼』A・B・Cは、孝と愛および礼との関係を説くAをうけて、Bの「故に人の君為る者は……」へ展開し、君臣、父子、兄弟の六者の礼が、それぞれに「故」の語を冠する共通形式で列挙されている。ところがCでは「故に曰く、君と言うときは……」と「曰」字を加えた引用の形式となつていて、B・CはAに対する並列関係ではなく、CはBを踏まえた展開として位置付けられる[図1]。

[図1] A → B 「故……・故……」 → C 「故曰……」

これに対して曾子立孝篇のa・b・cでは、孝と忠および礼との関係を説くaをうけて、bの「故に人の子と為りて其の父に孝なる能わざる者は……」へ展開すると

[図2] a → b 「故……」・c 「故……」

これは『内礼』と同様であるが、「故」字はbの冒頭のみに付されることから、bの全体を統括する語と見なされる。一方、cの「故に父と言うときは……」には『内礼』Cにあつた「曰」字がみられず、冒頭のみに「故」字を付すbと同一の形式となつていてことから、b・cはaに対する並列関係として位置付けられる[図2]。すなわち、bは父子、兄弟、君臣の上下関係という視点から、上位者の父、兄、君に対する下位者の子、弟、臣の方が取り上げられ、統いてcでは第三者と父子、兄弟、君臣との関係という視点から、六者のすべてが取り上げられたと理解されるのである。したがつて、『内礼』①と曾子立孝篇(冒頭章段)とは思想的基盤を共有しながら、それぞれが独自の章段を形成していると見なすことができるよう。

それでは、両者はいかなる関係を有するのであろうか。この問題を考察する上で注目されるのは、上述の「……」とく『内礼』Bと曾子立孝篇bとの間に相違が認められる点である。この点について、梁涛「上博簡『内礼』与『大戴礼記・曾子』」(『簡帛研究』網站、二〇〇五年六月二

十六日)は、曾子立孝篇は「為人君」「為人父」「為人兄」の三句が流伝の過程で削除されたものであるとし、その原因を「而被刪除的原因可能与后来儒家君臣父子關係被絕對化、竹簡要求君臣父子互「愛」・互「禮」的觀點顯得大逆不道・難以被接受有闕」と説明している。また浅野裕一氏も、無資格者は他人を批判できないとする曾子立孝篇bの形の方が、『内礼』Bの持つて回った言い方よりは、はるかに論理が明快であるとし、「そうしたあからざまな論理を、父・兄・君などの上位者に適用することを憚つて、曾子立孝篇が父・兄・君三者に関する記述を敢えて省いた可能性も考えられる」と述べている(「新出土資料と諸子百家研究」(『中国研究集刊』第三十八号、二〇〇五年)参照)。これらの見解を踏まえるならば、『内礼』①のごとき本文が曾子立孝篇(冒頭章段)の原型であつた可能性が指摘されよう。

ただし、留意すべきはこの点をもつて『内礼』①が曾子立孝篇に先行したと一概には断定し得ない点である。本文の改変については少なくとも、曾子立孝篇の原本編述の段階で『内礼』①のごとき本文を素材として改変を加えた可能性と、『内礼』①のごとき本文をもつ曾子立孝篇原本が成立した後の段階で改変を加えて、現行の曾子立孝篇の本文が成立した可能性の二つが考慮される。現

時点では、この問題に対しして確定的な結論を提示することは困難であるが、いずれにしても『内礼』①が曾子立孝篇(冒頭章段)と密接な関係をもつ先行資料にもとづく点については、ほぼ首肯し得るところであると考えられる。

### 三 曾子事父母篇との比較(一)

続いて、曾子事父母篇(冒頭章段)との間に対応関係が認められる『内礼』②を中心に比較分析をおこなう。上述のごとく『内礼』②の部分は、竹簡の排列に異説が提起されていることから、本章ではまず、この問題について検討を加えておきたい。なお、竹簡排列の問題は『内礼』②のみならず後続の③・④ともかかわることから、併せて検討の対象とする。

魏宜輝「読上博簡楚簡(四)劄記」(『簡帛研究』網站、二〇〇五年二月十五日)は、第6簡と第7簡とを接続する李朝遠氏の原案に対し、以下の「ごとく第6簡と第8簡との接続によつて曾子事父母篇との合致がもたらされることを指摘し、排列の修正案を提起している。

：善則從之、不善則止之。止之而不可、憐而任 6／

之、如從己起。……8」這與《大戴禮記·曾子事父母》中的「父母之行、若中道則從、若不中道則諫。諫而不用、行之如由己」十分相近。簡文中的「如從己起」與「行之如由己」應是一致的。

この修正案はその後、董珊「讀《上博藏戰國楚竹書(四)》雜記」(「簡帛研究」網站、二〇〇五年二月二十日)・曹建敦「讀《上博藏楚竹書《內豐》篇札記》」(「簡帛研究」網站、二〇〇五年三月四日)・梁濤「上博簡《內禮》与《大戴禮記·曾子》」(「簡帛研究」網站、二〇〇五年六月二十六日)などによつて支持され、管見では修正案に対して原案を支持する見解は未だ提出されていないようである。そこで、以下に『内礼』と曾子事父母篇との比較分析の前段階として、この問題を検証してみよう。

④ 君子曰、孝子父母有疾、冠不力、行不頌、不依立、不庶語。時昧、攻・祭・行、祝於五祀、剗必有益、君子以成其孝。【8】

③ 君子〔曰〕、孝子不食、若在腹中巧變。故父母安【7】之、如從己起。

② 君子の父母に事うるは、私の楽しみ無く、私の憂い無し。父母の楽しむ所は之を楽しみ、父母の憂う所は之を憂う。善なれば則ち之に従い、善ならざれば則ち之を止め、之を止めて可ならざれば、隠して可ならざるに任たる。死に至ると雖も、之に従う。孝にして諫めざれば、孝を成さず。諫めて従わざるも、亦た孝を成さず。

③ 君子曰く「孝子は食わざるも、腹中にあるが若く巧変す。故に父母之に安んずれば、己より起こるが如くす」と。

④ 君子曰く「孝子は父母に疾有らば、冠は力めず、

### ○原案

② 君子事父母、無私樂、無私憂。父母所樂樂之、父母所憂憂之。善則從之、不善則止之、止之而不可、隱而任【6】不可。雖至於死、從之。孝而不諫、不成孝、「諫而不從、亦」不成孝】。

③ 君子〔曰〕、孝子不食、若在腹中巧變。故父母安【7】

行は頌らず、依に立たず、庶語せず。時昧にあれば、攻・禁・行、五祀に祝り、剴たれば必ず益有り。君子は以て其の孝を成す。

### ○修正案

②-1 君子事父母、無私樂、無私憂。父母所樂樂之、父母所憂憂之。善則從之、不善則止之、止之而不可、隱而任【6】之、如從己起。

④ 君子曰、孝子父母有疾、冠不力、行不頌、不依立、不庶語。時昧、攻・禁・行、祝於五祀、剴必有益、君子以成其孝。【8】

②-2 (以下簡文闕脱)不可。雖至於死、從之。孝而不諫、不成孝、「諫而不從、亦」不成孝」。

③ 君子「曰」、孝子不食、若在腹中巧變、故父母安。【7】

### ○曾子事父母篇 (傍線部は『内礼』との対応部分)

單居離問于曾子曰、事父母有道乎。曾子曰、有、愛而敬。父母之行、(ア)若中道則從、若不中道則諫。諫而不用、行之如由己。從而不諫、非孝也。諫而不從、亦非孝也。孝子之諫、達善而不敢爭辨。爭辨者作亂之所由興也。由己爲無咎則寧、由己爲賢人則亂。

(イ)孝子無私樂。父母所憂憂之、父母所樂樂之。(ウ)孝子唯巧變。故父母安之。若夫坐如尸、立如齊、弗訊不言、言必齊色。此成人之善者也。未得爲人子之道也。

②-1 君子の父母に事うるは、私の楽しみ無く、私の憂い無し。父母の楽しむ所は之を楽しみ、父母の憂う所は之を憂う。善なれば則ち之に従い、善ならざれば則ち之を止め、之を止めて可ならざれば、隠して之に任たり、己より起こるが如くす。

④ 君子曰く、「孝子は父母に疾有らば、冠は力めず、

單居離、曾子に問いて曰く、父母に事うるに道有るかと。曾子曰く、有り、愛して敬す。父母の行い、

行は頌らず、依に立たず、庶語せず。時昧にあれば、攻・禁・行、五祀に祝り、剴たれば必ず益有り。君子は以て其の孝を成す。

②-2 (以下簡文闕脱)不可。死に至ると雖も、之に従う。孝にして諫めざれば、孝を成さず。諫めて従わざるも、亦た孝を成さず。

③ 君子曰く、「孝子は食わざるも、腹中に在るが若く巧変す。故に父母安んず」と。

若し道に中らば則ち従い、若し道に中らざれば則ち諫む。諫しめて用いられざれば、之を行うこと己に由るが如くす。従いて諫めざるは、孝に非ざるなり。諫めて従わざるも、亦孝に非ざるなり。孝子の諫めは、善を達して敢て争辨せず。争辨は乱を作すの由りて興る所なり。己に由りて咎め無しと為せば則ち寧し。己に由りて人に責ると為せば則ち乱る。孝子に私樂無し。父母の憂つる所は之を憂い、父母の樂しむ所は之を楽しむ。孝子は唯だ巧変す。故に父母は之に安んず。若し夫れ坐すること戸の如く、立つこと斎の如く、訊わざ言わざ、言必ず色を斎すは、此れ成人の善なる者なり。未だ人の子為るの道を得ざるなりと。

第6簡と第8簡とに問題を限定すれば、修正案は確かに、曾子事父母篇との対応関係を踏まえた妥当な見解といえる。しかし、(2)の全体的な構成に目を向けると以下の(2)とき問題点が指摘される。

原案では、(2)と曾子事父母篇の傍線部(イ)および(ア)とが対応し、父母への諫言という主題も共通する。ところが修正案では、傍線部(イ)は同様であるが、傍線部(ア)が前半(2)-1と後半(2)-2とに分割され、父母への諫言と

いう主題をもつた二つの章が別々に存在することになる。修正案によれば(2)-2の前は「簡文闕脱」とされるが、少なくとも曾子事父母篇との対応を前提とすれば、(2)-2の前に別の簡文を想定することはかなり困難であろう。また、修正案において(2)-1と(2)-2との間に位置する(4)には、『礼記』曲礼上「父母有疾、冠者不櫛、行不翔、言不惰、琴瑟不御、食肉不至變味、飲酒不至變貌、笑不至矧、怒不至詈、疾止復故」の前半部との共通性が指摘されており、伝存文献との関連という点から、曾子事父母篇と対応をもつ章の間に『礼記』曲礼上との対応をもつ章が入るという状況についても疑問が残る。

そこであらためて問題の箇所を比較すると、以下のごとく曾子事父母篇と『内礼』とは、ほぼ同じ内容をもちらながら、本文の面では少なからぬ異同が認められ、『内礼』第6簡の「不可」や「任」といった表現に注目すれば、親への諫言にかかる孔子の言として引用される曾子立孝篇の「子曰、不可入也、吾任其過、可入也、吾辭其罪」(注6)との関連も考慮されよう。

若中道則従、若不中道則諫。諫而不用、行之如由己。  
(曾子事父母篇)

善則從之、不善則止之。止之而不可、隱而任【6】不可。……【7】

(『内礼』原案)

善則從之、不善則止之。止之而不可、隱而任【6】之、如從己起。……【8】

(『内礼』修正案)

また、修正案にしたがつた場合、『内礼』の「止之而不可、隱而任【6】之、如從己起。……【8】」と曾子事父母篇の「諫而不用、行之如由己」との対応が得られる反面、原案の第7簡と第8簡との接続によって得られた、

『内礼』③「君子〔曰〕、孝子不食、若在腹中巧變。故父母安【7】之、如從己起。……【8】」と曾子事父母篇の傍線部(ウ)「孝子唯巧變。故父母安之」との合致が解消するという逆の問題も指摘される。

一方、文脈の面では、問題の「如從己起」の語は、「自發的であるかのようによるまう」という意味に解釈され、父母への諫言が受けられず道に外れたことに当たる場合も、空腹をそうでないかのよう見せかけて父母を安心させる場合も、本来であれば不本意な事態を自發的に受け入れるという点では共通しており、原案・修正案のいずれもが成立可能であると考えられる。

このように、修正案の唯一の成立根拠である曾子事父

母篇「行之如由己」との対応は、必ずしも原案を否定すべき根拠とはなり得ず、むしろ修正案にしたがつた場合には、構成上の齟齬や闕脱簡の想定など別の問題が派生していくのである。

ここで原案の妥当性を具体的に裏付ける根拠として、『内礼』の符号に注目してみたい。『内礼』の本文に付された符号について、李朝遠氏は「全篇多見句讀符号」(『糸文考証』解説)と述べるが、実際には以下のごとく第2簡から第7簡の六簡に集中し、第1簡・第8簡から第10簡および附簡の五簡に符号は見いだされない。

第2簡……二個、第3簡……二個、第4簡……一個、  
第5簡……三個、第6簡……一個、第7簡……一個

しかも、句讀にあたる第2簡から第5簡までの八個が、竹簡の右端にやや小さく付されるのに対し、章の末尾に相当する第6簡および第7簡の二個は、簡の中央に大きく付されている。こうした状況は、第6簡・第7簡の二個の符号が章の末尾を示す章符号の機能をもち、『内礼』においては句讀符号と章符号とに区別が存在したことを示している(「図版」参照)。

〔図版〕

句読符号



第 7 簡

第 6 簡

第 5 簡

第 2 簡

原案と修正案とのそれぞれについて、各段落ごとの符号数の分布を整理すると、次表のごとき結果が得られる。

原案						段落	本 文	第1簡・第6簡	第6簡・第7簡	第7簡	第10簡	第9簡	第8簡	第8簡	第7簡	第7簡	第6簡	第6簡	第1簡	
⑥	⑤	④	③	②	①															
然則免於戾。	君子曰、弟、民之經也。……	君子曰、孝子事父母、以食惡美下之。□	君子曰、孝子父母有疾、……	君子以成其孝。	君子事父母、……「亦」不成孝	君子「曰」、孝子不食、……如從己起。	君子之立孝、……反此亂也」。	「」。												
0	0	0	0	0	1	9	符号数													

段落	本文	符号数
①	君子之立孝、……反此亂也。」	第1簡、9
②-1	君子事父母、……如從己起。	第6簡・0
②-2	君子曰、孝子父母有疾、……君子以成其孝。	第6簡・0
③	君子（簡文闕脱）不可……「亦」不成孝」。	第8簡
④	君子曰、孝子不食、……故父母安。	第7簡
⑤	君子曰、孝子事父母、以食惡美下之。□君子曰、弟、民之經也。	第9簡
⑥	然則免於戾。	第10簡
	0 0 0 1 0	

ことができる。すなわち、共通構文の重出から誘発される誤読を句読符号によつて防止せんとする意図が見いだされるのである。これに対し②は①の三分の一に満たない文章量であり、誤読を誘発するような要因も存在しないため、章の末尾を示す章符号のみが付されたと理解される。さらに、③以降に符号がまつたくみえないのは、各章が「君子曰」で始まる共通形式をもち、比較的短文で構成されたため、句読符号・章符号のいずれもが必要とされなかつたと考えられる。このように原案によれば、句読符号や章符号の付された理由が、構成上の対応関係からきわめて合理的に諒解されるのである。

それでは修正案はどうであろうか。①は原案と合致するため、十個のうち九個の符号については問題ない。注目すべきは②-2にみえる一個である。修正案によれば②-2の上文は闕脱するが、④および③・⑤・⑥の各章がすべて「君子曰」で開始されることから、②-2の章もその冒頭は「君子曰」であった可能性が高い。ところがそのように推定した場合、「君子曰」という共通の形式をもちながら、なぜ②-2の末尾のみに章符号が付されたのかが、不可解な疑問点として残される。また仮に②-1・④・②-2をひとまとまりの章段と解すれば、②-2末尾の章符号の意味は理解されるが、父母への諫言という主題をも各表にもとづき、まず原案から分析してみよう。①は原案と修正案とが合致し、『内礼』にみえる十個の符号のうち九個までがこの章に集中している。こうした現象が生じた原因は、①が他の章に比して長文であり、しかも共通構文の重出という特殊な文章構造をもつ点に求める

つ②-1・②-2に對して、②-1に接続する④は父母が病氣にかかった際の礼を主題とし、しかも「君子曰」ではじまる独立した章の形式を備えていることから、この仮定は成立し得ない。このように修正案では、②-2末尾に章符号が付された理由についての合理的な説明を見いだしがたいのである。

符号に注目した以上の分析は、原案の排列と符号との間に緊密な整合性が存在することを示すと同時に、上述した修正案における構成上の齟齬を形式面から裏付けている。本章におけるこれまでの検討結果を総合的に踏まえるならば、原案の妥当性はほぼ検証し得たと言えよう。

#### 四 曾子事父母篇との比較（一）

本章では前章の検討を踏まえ、あらためて『内礼』と曾子事父母篇との比較分析をおこなう。まず原案にもとづき、『内礼』と曾子事父母篇との本文を掲げ、対応部分を三種の傍線で示す。

#### 『内礼』②③（第6簡～第8簡）

② I 君子事父母、無私樂、無私憂。父母所樂樂之、

I・君子事父母、無私樂、無私憂。父母所樂樂之、父母

所憂憂之。『内礼』②)

#### 曾子事父母篇（冒頭章段）

單居離問于曾子曰、事父母有道乎。曾子曰、有、愛而敬。父母之行、若中道則從、若不中道則諫。諫而不用、行之如由己。從而不諫、非孝也。諫而不從、亦非孝也。孝子之諫、達善而不敢爭辨。爭辨者作亂之所由興也。由己爲無咎則寧、由己爲賢人則亂。孝子無私樂。父母所憂憂之、父母所樂樂之。孝子唯巧變。故父母安之。若夫坐如尸、立如齊、弗訊不言、言必齊色。此成人之善者也。未得爲人子之道也。

それでは、『内礼』の記述の順序に従い、対応部分についてみていく。

父母所憂憂之。II 善則從之、不善則止之、止之而不可、隱而任不可。雖至於死、從之。孝而不諫、不成焉。〔諫而不從、亦〕不成孝。」  
③ 君子「曰」、III 孝子不食、若在腹中巧變。故父母安之、如從己起。

・孝子無私樂。父母所憂憂之、父母所樂樂之。（曾子事父母篇）

つ。上述したごとく相互に本文は異なるが、詳細に比較すると構文上の共通性が認められ、両者の密接な関係がうかがわれる。

Iは『内礼』②の冒頭部にあたり、曾子事父母篇における対応は、冒頭の単居離の質問中に「事父母」の語がみられ、それ以外は後半部にほぼ同文が認められる。曾子事父母篇には「無私憂」の語がないが、すでに指摘されたるごとく、後半との対応から誤脱と推定される（注7）。

両者はともに「無私」を父母への諫言にかかる礼の基盤とする点で共通しているが、『内礼』②では始めに、曾子事父母篇では後に置かれて構成を異にする。

II・善則從之、不善則止之、止之而不可、隱而任不可。  
雖至於死、從之。孝而不諫、不成孝、「諫而不從、亦」  
不成孝。（『内礼』②）  
・若中道則從、若不中道則諫。諫而不用、行之如由己。  
從而不諫、非孝也。諫而不從、亦非孝也。（曾子事父母篇）

III・孝子不食、若在腹中巧變。故父母安之、如從己起。  
（『内礼』③）

・孝子唯巧變。故父母安之。（曾子事父母篇）

IIIは『内礼』②につづく③の段落にみられる。『内礼』③は、孝子は空腹であっても巧みにそうでないかのよう見せかけ、父母を安心させる、との意味に解釈される。これに対しても、曾子事父母篇では「父母に事うるに道有るか」との単居離の問い合わせに対する曾子の答えの末部に位置し、この後に「若し夫れ坐ること戸」の如く、立つこと齊の如く、訊わざ言わざ、言必ず色を斎すは、此れ成人の善なる者なり。未だ人の子為るの道を得ざるなり」との文章が続いて曾子の答えが結ばれており、孝子はただひたすら父母に応じて巧みに自分を変化させ、父母を安心させることが大切であつて、型通りの行動では「成人の善」にとどまり、「人の子為るの道」を会得することができない、との意味に解釈される。このように『内礼』③では「不食（食わざ）」という状況下において孝子のと

るべき実践として「巧変」が説かれるのに対し、曾子事父母篇では曾子と单居離との問答形式により、孝における理念として「巧変」が説かれているのである。こうした相違は、他の章からもうかがわれるごとく『内礼』がもっぱら具体的な礼の実践を記すのに対し、曾子事父母篇は单居離の「父母に事うるに道有るか」との問い合わせに対する曾子の答えの結びとして、普遍的な視点から父母への孝が説かれていて起因すると考えられる。

このように『内礼』②③と曾子事父母篇（冒頭章段）とは、それぞれに独自の章段を形成するわけであるが、全体としては共通の思想的基盤に立脚しており、主題や内容にも顯著な共通性が認められる。しかも、Iの本文の合致やIIにおける構文の共通性、さらにIIIにみえる「巧変」のごとき特殊な用語の合致などが見いだされることから、『内礼』②③は曾子事父母篇（冒頭章段）と密接な関係をもつ資料にもとづくと推測される。

こうした状況は、基本的には先に検討を加えた『内礼』①と曾子立孝篇（冒頭章段）の場合と類似するが、『内礼』①に比して『内礼』②③は、より複雑な対応関係を示している。『内礼』①と曾子立孝篇（冒頭章段）においては、上下六者か下位三者かという相違はみられたものの、発言にかかる当為を説くという点で両者の内容は共通し、「曾子曰」の有無を除けば、単独の言説という点で構成にも大きな相違は生じなかつたと推測される。一方『内礼』②③では、曾子と单居離との問答という形式上の相違に加えて、具体的な孝の実践を記す『内礼』②③と普遍的な視点から孝を説く曾子事父母篇（冒頭章段）という論述意図の相違が、複雑な対応関係を生じる一因となつたと考えられる。前章で指摘した、曾子事父母篇の「行之如由己」と『内礼』の「如從己起」との類似表現が、前者は曾子事父母篇の『内礼』②との対応部分に、後者は『内礼』③に見いだされるという一見不自然な現象も、両者の複雑な対応関係を示す事例の一つと見なし得るものである。

### 結語

本稿では、『内礼』と曾子立孝篇・曾子事父母篇との比較を中心に、『内礼』の文献的性質について検討を加えた。『内礼』は、「君子之立孝」ではじまる①と「君子事父母」ではじまる②の後、③以後の各章が「君子曰」ではじまる共通の形式をもつ構成であつたと推定される。また①は曾子立孝篇（冒頭章段）、②および③は曾子事父母篇（冒頭章段）と密接な関係をもつ資料にもとづいて作

成されたものと見なされ、さらに④にも『礼記』曲礼上との共通性が認められることから、「君子曰」の形式をもつ他の章についても先行資料の存在が考慮される。これらの諸点を踏まえるならば、『内礼』は礼に関する編纂書的な性格をもつ文献であつたと見なすことができよう（注9）。第二章において指摘した『内礼』①に曾子立孝篇冒頭の「曾子曰」が見えない点や『内礼』②が曾子事父母篇のような曾子と单居離との問答という形式をとらない点なども、もつばら礼の具体的な実践を提示するという『内礼』の編纂意図とおそらく無関係ではなく、『内礼』は礼の学習における課本的性格を有していたのではないかと推測される（注9）。

最後に『内礼』①および②③がもとづいた先行資料の問題に言及しておきたい。これについては大きく分けて、『漢書』芸文志所載の『曾子』十八篇とつながりをもつ『曾子』関係の資料とする見方と、そのもとになつた曾子とは直接的な関係をもたない段階の礼関係の資料とする見方の二つが想定される。曾子学派は孔門を代表する学派の一つであり、子思や孟子・樂正子といった有力な弟子・後学の存在（注10）を踏まえれば、『曾子』原本の成立もかなり早い時期に溯るであろうと推測される。したがつて、孝を中心とする『内礼』①および②③が曾子とま

つたく無関係であつたとは考えにくく、おそらく『曾子』関係の資料に依拠した可能性が高いであろう。『曾子』十八篇の一部と見なされている曾子立孝篇・曾子事父母篇との密接な関係は、そうした事情を反映したものと理解され、孝を中心に礼の実践を説く『内礼』の冒頭にそれらが位置しているのも、曾子の存在を前提とするものであつたと考えられる（注11）。

ところで、上博楚簡には『内礼』とは別種の曾子立孝篇と重複する内容をもつた文献の存在が報告されている。この文献が公表されれば、戦国中期以前における曾子立孝篇の実態が明らかとなり、『大戴礼記』曾子十篇の成立や孝の思想史的展開などについても研究の進展が期待される。『大戴礼記』曾子立孝篇・曾子事父母篇との比較分析を中心にして『内礼』の文献的性格について検討を加えた本稿は、言わばその第一段階に位置するものであり、本稿で提起した諸点や十分に論究できなかつた問題についても、新資料との関連からあらためて検討を加えてみたい。

(1) 积文の作成にあたり、廖名春「読楚竹書《内豊》篇劄記」

(2) 「」、同「読楚竹書《内豊》篇劄記(二)」(「簡帛研究」網站、二〇〇〇五年二月二十日)、曹建敦「読上博藏楚竹書《内豊》篇札記」(「簡帛研究」網站、二〇〇〇五年三月四日)などを参照した。

(2) 以下、曾子立孝篇の引用は、『大戴礼記解詁』(中華書局、一九八三年)による。

(3) この点については、李朝遠氏が「积文考証」(上海博物館藏戰國楚竹書(四))、上海古籍出版社、二〇〇四年)において言及している。

(4) この問題については、浅野裕一「新出土資料と諸子百家研究」(『中国研究集刊』第三十八号、二〇〇五年)に指摘がある。

(5) 以下、曾子事父母篇の引用は、『大戴礼記解詁』(中華書局、一九八三年)による。

(6) 『大戴礼記解詁』は、「子曰、可入也、吾任其過、不可入也、吾辭其罪」を作るが、文意が通じ難いため、戴震校本にしたがい、「可入」を「不可入」に、「不可入」を「可入」に改めた。

(7) 曹建敦「読上博藏楚竹書《内豊》篇札記」(「簡帛研究」

網站、二〇〇五年三月四日)、同「用新出竹書校讎伝世古籍札記一則—上博簡《内豊》校讎《大戴礼記》一則」(「簡帛研究」網站、二〇〇五年三月六日)参照。

(8) 浅野裕一氏は、『内礼』には①において君・臣、父・子、兄・弟の六者の当為が取り上げられるのに対し、⑥においては上位者に対する下位者の一方的服従が求められるいつた異なる主張が見いだされることを指摘している(「新出土資料と諸子百家研究」前掲注(4))。こうした状況も、『内礼』が先行資料にもとづく編纂書という性格をもつことを示唆するであろう。

(9) ここで想起されるのは、上博楚簡『従政』の大部分が「聞之曰」という同一形式の書き出しをもつた節で構成されている点である。湯浅邦弘氏は『従政』と儒家の「従政」(『中国思想集刊』第三十六号、二〇〇四年、『竹簡が語る古代中國思想』汲古書院、二〇〇五年所収)において、「従政」に「聞之曰」として記されている内容は、伝世儒家系文献に「子曰」「孔子曰」として引用される孔子の言とほぼ重複する」とを指摘するとともに、「従政」の意味の分析を踏まえ、その性格について以下のごとく述べている。

とすれば、この文献は、あるべき「為政」者や「従政」者の姿を一般論として説いたものというよりは、儒家集団自身にとって必要とされる「従政」の際の心得を、孔

子の言を織り込みながら編集したものといえるであろう。そうした意味では、この文献は、広く世界に向けて発信されたものというよりは、他ならぬ儒家集団自身が希求した、言わば内部文書としての性格が強かつたと思われる。

この見解は、『内礼』の文献的性格を考察する上においても参考になる。すなわち、主として孔子の発言からなる『従政』が「聞之曰」という形式で記述されるのに対し、『内礼』では「君子曰」という形式を中心に対し、『内礼』が提示されており、発話者の固有名詞を付さない同一形式の反覆という点において、両者は類似した表現形式をもち、先行資料にもとづく内部向きの編纂書という性格面においても、共通性を有していたと考えられる。

(10) 例えは『韓非子』顕学篇が伝える孔子没後に分立した儒家人派のなかには、「子思の儒」「孟氏の儒」「樂正氏の儒」が含まれている。

(11) 梁涛「上博簡『内礼』与『大戴礼記・曾子』」(『簡帛研究』網站、二〇〇五年六月二十六日)は、『内礼』と曾子事父母篇との関係について、

二者内容基本是一致的。不過從『内豐』与『曾子』的相關文字看、它們之間并不是一種直接的對應關係、而更像是一對某種相同觀念和思想的記錄和敘述。之所以出現這種

情況、可能是因為早期儒家學者沒有著書立說的習慣、其言論往往由弟子記錄・流傳下來、所以一開始並沒有固定傳本、『内礼』与『曾子』是當時流傳的不同傳本。或者當時雖已有固定傳本、但學者仍可根據自己的需要選擇摘錄、『内礼』即是其摘錄本、其中也包括了『曾子』的言論。但不論是那種情況、『内礼』与『曾子』存在一定的聯繫則是可以肯定的。

と述べ、『内礼』と『曾子』はいまだ固定されない段階の異なる伝本であった可能性と、當時すでに固定された伝本が存在し、『内礼』はそこから必要に応じて摘錄した摘錄本であり、その中に『曾子』の言論を包括した可能性の二つを提起している。「固定伝本」をどのように理解するかについては慎重な議論が必要であろうが、本稿の検討を踏まえれば後者の可能性が高いと考えられる。

〔付記〕本稿は、平成十七年度科学硏究費補助金 基盤研究(B)「戦国楚簡の総合的研究」(研究代表者:湯浅邦弘)による研究成果の一部である。